

土地利用条件

1 募集用途

第一種低層住居専用地域に建築することができる建築物で、周辺環境と調和したもの
※ 敷地分割は不可とします。

2 附帯設置を要する施設

- ・ 地域交流施設（事業者が設置・運営し、地域の交流促進に寄与する屋内型の施設として100㎡程度）
- ・ 地域防災に供する施設
- ・ 地球温暖化対策に供する施設

3 市内事業者の活用

設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用